地方独立行政法人静岡県立病院機構の平成 21 年度業務実績に関する暫定評価結果 (案)

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、次の とおり地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「機構」という。)の平成21年度業務実績 に関する暫定評価を行った。

機構は、平成 21 年4月に県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院の 県立3病院の業務を承継して発足した。平成21年度は、機構の第1期中期計画(平成21年 度~25年度)の第1事業年度(平成21年4月~22年3月)にあたる。

この暫定評価は、21 年度途中において中期計画の実施状況について調査・分析を行い、総合的な評定を行ったものである。

第1 評価方法の概要

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

- 2 評価を行う上での基本的な考え方
 - (1) 高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。
 - (2) 医療の提供等機構の行う業務が、効果的かつ効率的に実施されていること。
 - (3) 地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」や「透明性」が確保されていること。また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。
 - (4) 県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。
- 3 年度評価の着眼点

年度評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1)機構(県立病院)に対する県民の信頼を高めること
- (2)機構職員のモチベーションを高めること
- (3)機構運営に必要な支援を県が理解すること

4 評価方法

(1) 年度評価

年度評価は、機構から提出される当該事業年度に係る業務の実績に関する報告書 (以下、「業務実績報告書」という。)を基に、中期計画の実施状況の調査及び分析 をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

(2) 暫定評価

暫定評価は、機構の次年度計画に速やかにその結果を反映させることで、機構の業務運営の迅速な改善を図るために、年度途中で行うこととする。

この場合、機構の当該時点における暫定の業務実績報告書を基に、中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

第2 暫定評価結果

総 括

本年度は、県立3病院を一つの地方独立行政法人として運営する体制に移行して初めての 年度であり、法人の業績や法人化の効果を評価することには多くの制約があるが、この僅か な期間の中で、新生の機構の関係者が一丸となって、極めて精力的に、多大な努力を続けて 信頼される質の高い医療を提供し、またそのための体制と環境づくりに取り組んできている ことは高く評価されるべきと思われる。

すでにその取り組みの成果が現れている面も多々観察され、法人化による利点を最大限に 引き出すとともに、法人化に伴う様々な課題を克服するという挑戦的な戦略が、まだ始まっ たばかりとはいえ、期待どおりに展開されていることがわかる。

言うまでもなく、医療を取り巻く環境は極めて厳しく、多くの公立病院が地域のニーズに 充分に対応することが困難になっている状況の中で、全国の中でも思い切った運営体制改革 を実現した病院機構は上々のスタートを切っていると評価することができよう。

とはいえ、機構が直面する問題や中長期的に取り組むべき課題は多い。それらの中でも特に評価委員会として重点と思われるものに絞って、以下のとおり、1 法人本部、2 三病院の別に報告を行うこととする。

なお、機構の業績と課題については機構監事による業務監査結果(「平成 21 年度監事監査(業務監査)結果」、平成 22 年 1 月 27 日)が示されており、業務全般に亘って的確な指摘が行われている。当評価委員会としては、この機構の内部監査結果を十分活用されることを期待したい。

1 法人本部

- ・ 医療の質的量的水準を大きく左右する職員の確保については、依然として重要な課題であることに変わりはないものの、法人化による優位を生かして注目すべき成果をあげている。
- ・ 医療の質向上のために欠かせない医療スタッフの教育訓練や、職員のモチベーションと 専門性の向上のための人的資源マネジメントの組織体制とプログラム、制度等に未整備な 面が見受けられ、今後、早期の検討が必要と思われる。人員不足の中で制約が多いとはい え、教育機会の提供はスタッフの技術力だけでなく、モチベーション向上、リクルートに も大きな効果をもつものと思われる。そのため、医師の海外派遣や海外医師の招聘、看護 師・薬剤師の認定研修への派遣などの取り組みは着実に進めることが必要である。
- ・ プロパー職員の増強は独立性の高い運営を行うという法人化の趣旨を生かし、スタッフ の専門性を向上させるために重要であるが、同時に県派遣職員との関係調整、モチベーション向上など、組織マネジメント、人的資源マネジメントにおける課題があり、十分な配慮と検討が必要である。
- ・ 機構は今後とも地域医療の確保のために一層の役割を果たすことが期待されており、静岡県による地域医療再生計画の推進においても、今後県及び地域の期待に応えられる体制をとるべきと考えられる。

- ・ 法人化に伴う組織面での課題として、法人本部と3病院の管理部門における機能の重複の排除、業務プロセスの効率化、権限や意思決定、コミュニケーションに関する制度と運用法の再整理、事務分掌の見直しなどへの取り組みが今後とも必要と思われる。
- ・ 機構の3病院が所在する静岡市を中心とする地域では、全体的に公的病院の入院患者、 外来患者の数が減少傾向にある。この状況で健全経営を行うためには、質の高い医療の提 供による収入の確保を前提として、業務の効率化とムダの排除による支出の縮減を進める ことが何よりも重要となる。法人化とともに、医薬品や診療材料費の節減努力、外部調達 方式の改善改革など様々な取り組みが行われてきていることは高く評価できるが、今後と も一層このような取り組みを継続することが期待される。ただ、コスト削減、ムダの排除 が重要といっても、信頼される医療の提供という使命に何らかの支障をもたらすようなも のであってはならず、この点について全組織的な理解の共有を徹底されることを望みた い。
- ・ 公立の病院として、納税者への説明責任、透明性の確保が重要であるが、どのようにすればこれらの責務が果たせるのか、具体的な仕組みや手続きについてはまだ確立されたものがなく、今後研究が必要である。

2 三病院

(1) 三病院共通

- ・ 医師は21年4月時点の199人に対し、22年4月には11人増の210人体制となる見込みで、看護師も必要数には満たないものの順調に確保が進んでいる。プロパー事務職員の配置も進んでおり、今後の専門性の向上が期待できる。また、医療秘書や病棟支援員の配置による医師および看護師の負担軽減効果も確実に現れている。ただ、麻酔科、精神科、放射線科等の特定分野での医師不足の解消が重要な課題となっており、医療水準の低下を防ぐための最大限の措置がとられているものの、より恒久的な解決が必要である。
- ・ 法人化の利点である柔軟でスピーディーな改善改革、最適な経営策の採用というメリットが、スタッフの採用・配置、コスト縮減への取り組みなど様々な面で生かされている一方、この法人化効果が十分発揮できていない面も見受けられる。たとえば看護師の二交代制の導入が進まないという問題がある。二交代制は医療の提供水準の向上に役立ち、看護職員の多様な勤務形態選択の要望に応えることができるため、患者や現場スタッフを含む多数のステークホールダーにとっても利点が多いことがすでに他病院の実践例によって実証されているものであり、職員の理解を得て早期に体制を整えるべきである。

(2) 県立総合病院

- ・ 総合病院の柱である循環器病、がん医療、救急医療のそれぞれにおいて、医療の提供体制の強化拡充が行われており、その点については十分な成果をあげていると認められる。
- ・ 循環器病では不整脈治療の体制が整ったことや、脳卒中の地域連携クリニカルパスの運用が始まるなどの大きな前進が見られるが、さらに脳卒中患者に対する対応体制を一段と向上させ、ストロークケアユニットの整備を視野に入れることが望まれる。

- ・ 全国各地で大きな問題となっている救急搬送患者の受け入れについて、100%近い受け 入れ率を実現していることは県民にとって極めて心強いもので、高く評価されるべきであ る。ただ、他の多くの救急医療機関と同様に、軽症患者の受け入れについては何らかの検 討が必要と思われる。県内では、診察後に同意のうえ特別料金を徴するなどの試みや、県 外では、資格のある看護師によるトリアージによって決定された緊急度に従って医師の診 察の順番を決めるなどの試みも行われており、これらの動向なども踏まえて救急医療の有 効性を高める方策を検討すべきであろう。
- ・ 地域医療支援病院の指定基準を大きく上回る紹介率(基準 60%、実績 81.2%)、逆紹介率(基準 40%、実績 69.8%)を実現しており、地域の診療所との優れた連携体制がとられていることも高く評価したい。地域の医療機関への医師派遣や遠隔病理診断などによる支援も引き続き積極的な取り組みを期待したい。
- ・ 充実した医療の提供、地域連携、その他の経営努力の成果が、平均在院日数(計画 13.0 日、実績 12.5 日) や病床利用率(計画 87.0%、実績 86.3%) などの基礎的な指標に明確に現れている。今後ともこの高水準な業績を維持することを期待したい。
- ・ 医師等の充足は、法人化の利点を活用して大きな前進が見られるものの、引き続き重要な課題となっている。緩和医療のための精神科医、循環器病センターを十分に活用するための循環器科医、若い医師からみて教育施設としての価値を持つ救急科の専門医などが特に必要とされているが、医療技術者にとっても魅力ある病院となって、必要十分なスタッフが確保できるよう努力されることを望みたい。特に医療技術者に質の高い研修や研究の機会を提供することは、このような魅力作りの重要な要素となっており、今後とも国内外での研修、大学等研究機関との共同研究などが拡充することを期待したい。
- ・ 医療の安全確保や質向上への取組が全組織的に展開されている現状は極めて高く評価できる。今後とも医療の質向上のために、現場での改善改革をさらに活発化することが望まれる。

(3) 県立こころの医療センター

- ・ 専門病棟を有して精神科救急・急性期医療を提供するとともに、在宅ケア、司法医療、 高度先端医療という、総合的かつ高水準な医療を提供し、県内外から高く評価されている。 明確な病院理念と基本方針、将来構想が掲げられており、この構想へ向かって近年急速に 経営の質の向上が実現できていることが、この高い評価に繋がっている。
- ・ 精神科の平均入院単価(約 10,000 円) は一般病院の1/5程度という低水準で、構造的に極めて困難な経営環境にあるが、入院単価がやや高い精神科救急入院料病棟(約 34,000円)、精神科急性期治療病棟(19,000円)で配置人員の拡充による看護密度の向上、個室の拡充、病床回転率の向上、在宅ケアの充実といった医療の質向上や経営努力を積極的に行っている。この結果、病床利用率、病床回転率も従前より向上し、トップレベルの精神科病院の目安といわれる平均在院日数 100 日を切っている。昨年度は、開院 53 年間で初めて経常収支が黒字化を果たし、今年度も黒字を達成できる見込みで、これらの業績は高く評価できる。

- ・ 精神科救急ダイヤルでは患者・家族から電話で相談を受け、必要に応じて救急外来等の 受診、救急・急性期病棟に入院というサービスを行うほか、全県の情報センターとしての 役割も担っているが、現在の年間 2,000 件程度の利用はまだ低水準で、県民への周知が必 要である。
- ・ 患者の社会復帰に向けて、退院を支援する「在宅医療支援部」の役割は今後とも拡充されることが望まれる。特に ACT チームによる 24 時間訪問サービス、家、家族がない患者のための居住プログラムなどは極めて重要であり強化拡充が望まれるが、医療以外の分野における収入が見込めない不採算のサービスという課題があり、検討が必要である。
- ・ 計画中の司法病棟の増床、先端医療である m-ECT による治療、クロザピンを使っての統合失調症の治療など、政策医療に属する分野での積極的なサービス強化が進められていることは高く評価したい。これらの取り組みには当然関係者の深い理解が必要であり、現場だけに努力と負担を求めることがないよう、十分な配慮が必要である。
- ・ 民間では担えない政策医療や研修医の受け入れ、教育機関として専門医の育成・派遣など、不採算の機能を果たしているとはいえ、その必要性、効果、効率性など、不採算医療等への県負担金に対する説明責任を果たし、透明性を高めることが必要であり、今後とも引き続きこの点についての努力を求めたい。
- ・ 売店の運営を NPO 法人に変え、患者に従業員としての就業機会を与えて社会復帰の場と するなどの取り組みは、常に病院が改善改革を続けている姿勢を具体的に示している。大 小にかかわらず、このような具体的な改善改革の取り組みを続けられることを望みたい。

(4)県立こども病院

- ・ 医療の提供については日本でも有数の小児病院として、県内だけでなく隣県や遠方の患者にも利用されており、極めて高い業績をあげている。高度・専門医療、救急・急性期医療の提供体制を強化するため、21年度には、循環器集中治療科、救急総合診療科の新設と児童精神科病棟の開設を実現した。こどものための総合的な医療を提供する病院として信頼されており、その実績は各種メディアでも報道されている。外来患者数、入院患者平均在院日数などの基礎的指標をみても好業績を示している。
- ・ それぞれの診療科、センターにおいても、先端的な取り組みが行われている。心臓手術 件数が常に全国5位以内に入り、一部の難病では世界的な評価を受けている循環器センタ 一、遠隔診断により地域病院の支援を積極的に行っている循環器科、全国初の小児循環器 集中治療科、地域でハイリスクの妊婦を早期に把握・登録して治療を管理するシステムを 構築している周産期センター、厚生労働省の「子どもの心の診療拠点病院推進事業」に参 加して地域の病院と連携して教職員に対する相談事業進めているこどもと家族のこころ の診療センター、常時救急医療の対応体制をとっている小児集中治療センター、院内各科 との協働による集学的治療を行っている血液腫瘍科など、いずれも常に医療の質の高度化 を追求する姿勢が明確に現れている。
- ・ チャイルド・ライフ・スペシャリストやメディエーターの採用により、小児患者や患者 家族の立場に立った質の高いサービスが提供されるようになっていることも評価できる。

- ・ 地域との連携については、全県下における小児3次救急をカバーしているほか、地域の 公的病院への医師派遣など、県立病院としての役割を十分果たしていると認められる。
- ・ 12名の医療秘書の採用は、医師・看護師の負担を軽減し、専門的サービスへの専念を助ける効果的な方策と認められ、医療秘書の業務範囲の拡大など、さらなる活用を検討することが望まれる。
- ・ 経営面では、DPC 承認病院になったことや、NICU、MFICU の施設基準を再取得したことが評価される。
- ・ 教育研修については、後期臨床研修、海外の医学講座への指導医や研修医の派遣、海外からの専門医の招聘による教育実習など、魅力ある研修プログラムが展開されている。学生や研修医の研修希望も多く、こども病院に対する医療関係者の評価の高さを伺うことができる。
- ・ 教育施設、教育関係者の発達障害、学習障害への対応・体制を向上させるため、現在、教師 や管理職を対象として行っている指導や研修を通じ、さらに問題意識を浸透させていくなどの 必要がある。
- ・ 21 年度前半に新生児科医の欠員の問題があったが、これも迅速に解消され、現在ではむしろ 体制が増強されている。ただ、依然として医師の確保は課題となっており、法人化の利点を生 かした充足努力が必要となっている。
- ・ 医師数が足りている診療科であっても確保できる医師がいれば確保するという方針は法 人化の利点を生かしたもので、診療科間の協力体制とともに医師不足の問題への優れた対 応法と思われる。循環器集中治療科による 24 時間サービスなど、目標とする医療提供水 準の維持・向上のために努力している。

(用語の説明)

*ステークホールダー:病院や病院運営などに利害関係を持つ人や関係者

*地域連携クリニカルパス: 診療所と病院が治療の役割を分担し、当該医療機関が共有する診療計画

*ストロークケアユニット: 脳卒中急性期患者に対応するための設備と医療スタッフを備えた専用治療病室

*トリアージ:治療の優先度(患者の重篤度)により患者を区分する行為

*ACTチーム: 精神障害者を住み慣れた地域で支援する包括型地域生活支援プログラム(ACT)を実施するため、医師、看護師、PSW、作業療法士等の多職種により構成されたチーム

*m-ECT: 麻酔科医による全身麻酔の下で行われる修正型電気けいれん療法

*クロザピン: 新しく製造承認された抗精神病薬で、高い治療効果の反面、重篤な副作用が報告されており、使用にあたっては、安全管理体制の整備が義務付けられている薬品

*チャイルド・ライフ・スペシャリスト: こどもの病院生活の精神的負担をできるかぎり軽減し、成長・発達を 支援する専門職

*メディエーター: 医療事故が発生した場合など、患者と医療者の意見を聞き、問題解決に導く仲介役

*DPC承認病院:診療報酬制度において、診断群分類(DPC)ごとに入院基本料や投薬、処置などの診

療報酬項目について、1日当たりの包括払いとして支払を受ける病院

*NICU: 未熟児などハイリスク新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室 *MFICU: ハイリスク妊婦や胎児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室